

# 常滑市新行財政改革大綱

(平成 18 年度 ~ 平成 21 年度)

平成 18 年 3 月

常 滑 市

## 目 次

1 . 策定に当たって		
( 1 ) これまでの行財政改革の取組経過と策定の背景	-----	1
( 2 ) 現況概要	-----	2
2 . 基本方針	-----	3
3 . 計画期間	-----	3
4 . 推進項目		
( 1 ) 定員	-----	4
( 2 ) 給与	-----	5
( 3 ) 人材育成・組織	-----	6
( 4 ) 財政構造	-----	7
( 5 ) 民間活力活用・市民協働	-----	8
( 6 ) 公営企業等	-----	9
( 7 ) 電子自治体	-----	10
( 8 ) 公正・透明性	-----	10
5 . 推進に当たって		
( 1 ) 体制	-----	11
( 2 ) 推進計画	-----	11

# 1. 策定に当たって

## (1) これまでの行財政改革の取組経過と策定の背景

本市における行財政改革の取組については、昭和59年3月「行財政改革に関する報告」をはじめとし、平成元年1月「常滑市行政改革大綱」、平成9年3月「常滑市新行政改革大綱」を策定して、その実現に向け鋭意取り組み、成果をあげてきた。

平成14年9月には、平成17年度までを計画期間とする「常滑市行財政改革大綱\*」を策定し、「効率的な行財政運営」「成果重視の行政運営」「人材育成の推進」の3項目を推進項目として行財政改革に取り組んできた。

これは“新しいとこなめへの体質改善”を目指したもので、基本となる指針や計画づくりをして、新しいとこなめへのスタートラインに立つためのものであった。

一方、国や地方を通じて行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示された。

その中で、住民の負担と選択に基づき地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があるとし、新しい視点に立って不断に行財政改革に取り組んでいくことが求められた。

このような状況をかんがみ「常滑市新行財政改革大綱」を策定する。

「常滑市行財政改革大綱\*」(H14～H17)の取組 ( )は計画期間等

### 指針及び計画の策定

- ・常滑市中期財政計画(H16～H22)
- ・第3次常滑市空港関連税収予測(H17～H27)
- ・常滑競艇経営合理化計画(H16～H18)
- ・常滑市民病院経営改善計画(H16～H20)
- ・常滑市民間活力活用の指針(H16～H20)、推進計画(H16～H20)
- ・常滑市市民参画推進指針(H16～H18)、推進計画(H16～H18)
- ・第3次常滑市定員適正化計画(H16～H22)
- ・常滑市職員人材育成基本指針(H16～H20)、推進計画(H16～H18)

### 情報化の推進

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの構築
- ・総合行政ネットワークの構築

### 成果重視の行政運営

- ・行政評価システムの導入
- ・バランスシートの作成
- ・行政コスト計算書の作成

## ( 2 ) 現況概要

本市は、競艇事業収益という他市町にはない財源に支えられ、今日まで福祉を始め教育、施設整備等、多面的な行政サービスの提供に努めてきた。

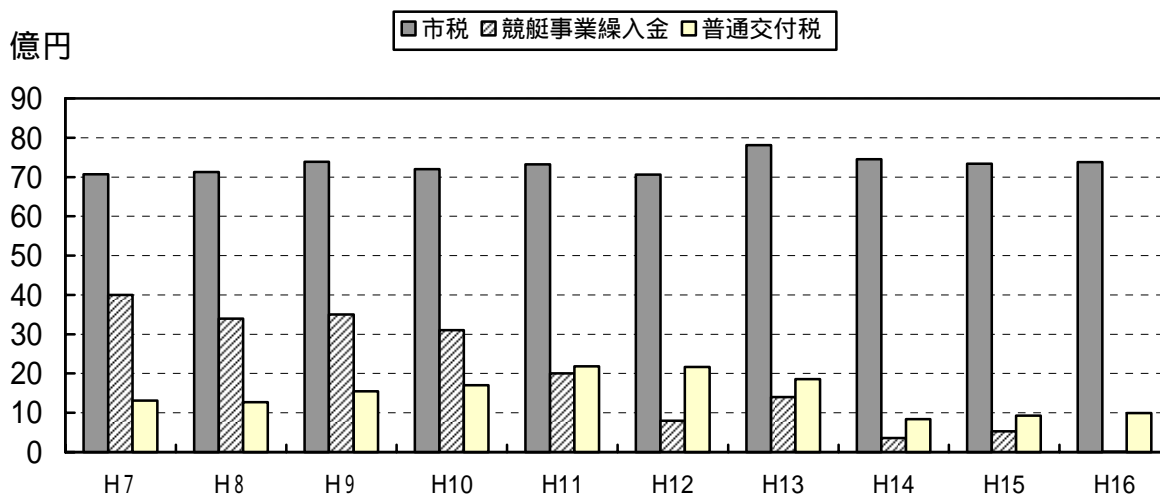
この結果組織は拡大し、職員数も類似団体と比較して多い状況となった。

近年、組織の縮小を基本とした数回の組織改正及び3次にわたる定員適正化計画による職員数の逡減に努めてきたが、依然十分とは言えない状況にある。

さらに、こうした中で、景気は回復基調にはあるが、競艇事業の売上は減少傾向が続いており、一般会計への繰入金は多くを期待できない見込みである。また、空港関連税収が今後本格的に見込めるものの、普通交付税は不交付となることなどから、歳入の大幅な増加が期待できる状況にない。

一方、歳出面では、人件費、公債費及び扶助費といった義務的経費が増加するなど、引き続き厳しい行政運営が必要となっている。

市税・競艇事業繰入金・普通交付税の推移



### 類似団体

市町村を人口と産業構造の要素により分類したもの。市については36類型に分類している。常滑市はC-で38市(郡上市、萩市など)が該当する(平成16年4月1日現在 類似団体別職員数の状況)。

### 公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金など

### 扶助費

高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な扶助(援助)に要する経費

## 2 . 基本方針

地方分権が進展し、地方自治体は自らの責任と判断で、行財政運営に取り組む力量が問われている中で、職員一人一人が意識改革を行い、市民の信頼と負託にこたえるよう行財政運営に取り組んでいかなければならない。

そのためには、**硬直化した財政構造の弾力化を図る**ことが先決であり、職員の定員適正化、事務事業の見直しを行うとともに、民間活力の活用、市民協働の推進など行財政改革に取り組んでいく。

また、市民への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上に取り組むことで、**市民からより一層信頼される自治体を目指していく**。

## 3 . 計画期間

平成 18 年度から 21 年度の 4 年間を計画期間とする。

## 4 . 推進項目

総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえつつ、指針の行政改革推進上の主要事項に本市の課題等を加え、以下の8項目を推進項目とする。

### ( 1 ) 定員

#### 定員管理の適正化

定員管理に当たっては、社会経済状況の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら適正化に取り組む。

本市はこれまで競艇事業収益を生かし、児童福祉の向上、社会教育の充実など行政サービスの向上に努めてきたことにより、類似団体と比較して多くの職員を擁してきた。

平成10年から3次にわたる定員適正化計画を推進し、職員数の削減に成果をあげてきているものの、行政需要に対応するため保育や消防などで類似団体と比較すると多い。

「第3次常滑市定員適正化計画」では、職員数の逡減を図る中で、適切な職員年齢構成に努めていくとしているが、適切な職員数の目標数値を掲げるに至っていない。

したがって、本市の特色を生かす中で、適切な職員数の目標数値を定め、職員数の逡減に努める。

また、本市の職員数は年齢階層に不均衡が生じており、民間経験者の採用や採用試験の年齢制限の緩和等を含め、退職者の補充をどの様に行うべきか早急に検討し、取り組んでいく。

#### < 重点的方策 >

第3次常滑市定員適正化計画の推進及び見直し

## ( 2 ) 給与

### 各種手当等の総点検

現在、本市の職員給与は、国及び他の地方公共団体の職員の給与を考慮して定めており、実際の運用としては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与に準じている。

厳しい地域経済を背景に、職員の給与が地域民間賃金等の状況から、かい離しているのではないかとの批判があることも踏まえ、特殊勤務手当を始め諸手当の支給の在り方について総点検し、制度の趣旨に合致しないものについて早急に是正を図る。

給与等の状況の公表については、定員と併せて他団体との比較など市民が理解しやすいよう工夫をしていく。

また、福利厚生は全職員を対象とした「常滑市職員互助会」を組織し、職員の会費と市の負担金・交付金により各種事業を実施しているが、点検・見直しを行い、適正に事業を実施する。

### < 重点的方策 >

#### 特殊勤務手当の総点検

### ( 3 ) 人材育成・組織

#### 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、市民ニーズや新しい時代に適切に対応できる職員を育てるため、平成16年に「常滑市職員人材育成指針」及び「推進計画」を策定し、各種事業の推進に取り組んでいる。

指針は平成20年度までのものであるが、社会経済情勢の変化、公務員制度改革等を踏まえて3年を目途に状況に応じて見直すこととしており、時代に即した職員の育成を図るため、推進計画と併せて見直し、人材育成の推進に取り組んでいく。

一方、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入について検討し、公正かつ客観的な人事管理制度を推進する。

#### 市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

組織については、地方分権時代に適応した迅速で戦略的な行財政運営が可能な組織づくりを目指すとともに、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る簡素な組織としていく。

総合計画への対応などを基本に平成18年4月に組織改正するが、今後、計画的に職員数を削減していくなかでの行政サービス低下を防ぐとともに、一層市民ニーズに対応できる組織としていく。

#### < 重点的方策 >

常滑市職員人材育成指針及び推進計画の推進並びに見直し



## ( 4 ) 財政構造

### 経費の節減合理化等財政の健全化

厳しい財政状況をかんがみ、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、弾力的な財政構造の改善に努めていく。

特に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、90%を越す大変厳しい状況にあり、市において妥当とされる75%を目指していく。

併せて、総合計画、財政計画及び行財政改革計画のより高度な連結を進め、これまでの管理を中心とした行財政運営から経営的な行財政運営を推進する。

事務事業の縮減は直接市民に影響が出るため、市民に対し、財政状況などが総合的に把握できるような情報を可能な限り分かりやすい方法で提供していく。

また、三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組む。その他受益者負担の適正化に努めるなど自主財源の確保に努める。

### 補助金の整理合理化

補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、整理合理化を推進する。

### 公共工事の適正化

公共工事については、積極的にコスト構造の改革に取り組む。また、入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、情報の公開を始めとする一層の適正化に資する取組を進める。

## < 重点的方策 >

事務事業の総見直し

受益者負担の適正化等自主財源の確保

補助金の整理合理化

公共工事の適正化

### 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられている。経常収支比率が低いほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できることになる。一般的には、都市にあっては75%程度が妥当とされている。

算式 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源など × 100 ( % )

### 経常経費

毎年度経常的に支出される経費。人件費、扶助費、公債費

### 経常一般財源

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源

## ( 5 ) 民間活力活用・市民協働

### 民間活力の活用

民間活力の活用にあたっては、平成16年に策定した「常滑市民間活力活用の指針」及び「推進計画」に基づき推進し、現在の事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施する。また、全ての施設の管理方法について統廃合も含め検証を行う。

なお、指針及び推進計画は平成20年度までのものであるが、3年を目途に状況に応じて見直すこととしており、規制緩和による民間開放や法制度の改正及び社会経済情勢の変化を踏まえて見直し、民間活力の活用に取り組んでいく。

### 指定管理者制度の活用

民間活力の活用の一手法である指定管理者制度については、平成18年4月から導入する。なお、導入後の管理状況等を踏まえ、今後、全ての公の施設について導入検証を行う。

### 市民との協働の推進

市民との協働については、地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民が参加する団体などが公共的サービスの提供を行おうとする取組について積極的に支援する。

本市では、市民参画の推進を図るため、平成16年に「常滑市市民参画推進指針」及び「推進計画」を策定し推進している。

指針は社会情勢の変化、市民活動の状況などを踏まえ、3年を目途に見直しを行うこととしており、18年度に指針の評価を行うとともに、19年度以降の取組について検討し、市民との協働の推進をしていく。

### < 重点的方策 >

- 常滑市民間活力活用の指針及び推進計画の推進並びに見直し
- 全ての施設に係る管理のあり方の検討
- 指定管理者制度の活用
- 常滑市市民参画推進指針及び推進計画の推進並びに見直し

## ( 6 ) 公営企業等

### 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業は、地方公共団体が社会公共の利益を目的に経営する企業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で補うものであり、当市には下水道、集落排水、常滑東特定土地区画整理、市民病院及び水道の事業がある。

地方公営企業は、負担区分に基づく一般会計の負担分を除き、独立採算の原則に基づいた経営が想定されており、経営状況について総点検を行い、これまで以上の経営健全化に積極的に取り組んでいく。

また、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組んでいく。

市民病院については、平成16年に策定した「常滑市民病院経営改善計画」に基づき取り組んでいくが、計画は平成20年度までであることから、20年度を目途に計画を見直し、経営改善に取り組んでいく。

### 競艇事業の経営合理化

競艇事業は長引いた景気低迷とレジャーの多様化等により売上が減少しており、平成16年に「常滑競艇経営合理化計画」を策定し、経営改善の取組を進めている。しかし、平成16年度には実質単年度収支で赤字となるなど状況は厳しく、また、計画は18年度までであることから、さらに合理化を進めるための計画を策定するとともに、策定中であっても、できることから具体的な取組を順次進めていく。

### 土地開発公社の経営健全化

常滑市土地開発公社は市の求めに応じ、公共事業用地や代替地を取得してきた。しかし、長引いた景気低迷、国・県財政の悪化、それに伴う市の財政状況も厳しさを増す中、保有期間が長期化する用地が増加し、経営環境は厳しさを増してきている。

平成17年度策定の「土地開発公社経営健全化計画」に基づき土地開発公社の経営の健全化を図る。

## < 重点的方策 >

### 公営企業の経営健全化

常滑市民病院経営改善計画の推進及び見直し

常滑競艇経営合理化計画の推進及び見直し

土地開発公社の経営の健全化

## ( 7 ) 電子自治体

### 電子自治体の推進

行政サービスの向上及び事務の効率化を図るため、電子自治体を更に推進することが不可欠である。

これまでに住民基本台帳ネットワークシステム及び総合行政ネットワーク( L G W A N )を構築するとともに、平成15年に愛知県及び名古屋市を除く県内市町村で設立した「あいち電子自治体推進協議会」において、共同でシステムの開発・導入を行い、電子自治体づくりを進めている。

今後は、同協議会において電子申請・届出システムの拡充、施設予約システムや電子調達等を共同で開発・導入をするとともに、情報セキュリティを確保する。

また、本市の新地域情報化計画を策定し、長期的・総合的に情報化を推進する。

### < 重点的方策 >

あいち電子自治体推進協議会における共同システムの推進  
情報セキュリティの確保  
新地域情報化計画の策定

## ( 8 ) 公正・透明性

### 公正の確保と透明性の向上

本市では、平成11年に情報公開条例や行政手続条例を制定し、公正の確保と透明性の向上に取り組んでいる。

今後、事務事業の削減や市民協働など行政サービスに深くかかわるものを推進していくことから、行政情報の積極的な提供に努め、パブリックコメント手続の活用や監査結果のホームページでの公表など、市民への説明責任を果たし、より一層の公正の確保と透明性の向上を図っていく。

### < 重点的方策 >

行政情報の積極的な提供による公正の確保と透明性の向上

## 5 . 推進に当たって

### ( 1 ) 体制

「常滑市行政改革推進本部」を庁内推進組織として、市民で組織する「常滑市行政改革推進委員会」に対し、行財政改革大綱の推進状況を定期的に報告するとともに、その推進について必要な助言を受け、全庁一体となって市民の理解を得ながら行財政改革を推進していく。

### ( 2 ) 推進計画

この大綱の推進に当たっては、具現化するための推進計画を策定して取り組む。「常滑市行政改革推進委員会」の助言を得て適切な進行管理とその情報提供に努めるとともに、新たな法制度の改正や市民ニーズ等を踏まえ、取組項目の追加など柔軟に対応し、行財政改革の成果を上げていく。

## 常滑市新行財政改革大綱策定の経過

年 月 日	内 容
平成 17 年 5 月 30 日	行政改革推進本部において「常滑市新行財政改革大綱の基本的な考え方」を審議
7 月 14 日	各課室へ常滑市新行財政改革大綱の取組項目の照会
10 月 21 日	行政改革推進委員会を設置
11 月 21 日	行政改革推進本部において「常滑市新行財政改革大綱（案）」を審議
12 月 5 日	行政改革推進本部において「常滑市新行財政改革大綱（案）」を審議
12 月 12 日	行政改革推進委員会において「常滑市新行財政改革大綱（案）」を審議
12 月 26 日	行政改革推進委員会において「常滑市新行財政改革大綱（案）」を審議
平成 18 年 1 月 20 日	行政改革推進委員会において「常滑市新行財政改革大綱（案）」を審議し、「常滑市新行財政改革大綱（案）の意見について」を市長へ提出
1 月 30 日	行政改革推進本部において「常滑市新行財政改革大綱（案）の意見について」を審議
2 月 24 日	市議会協議会に「常滑市新行財政改革大綱（案）」を付議
(2 月 25 日～3 月 24 日)	常滑市新行財政改革大綱（案）のパブリックコメント

**(参考資料)**

**常滑市行政改革推進委員会の意見**



平成 18 年 1 月 20 日

常滑市長  
石橋 誠 晃 様

常滑市行政改革推進委員会  
会長 亀岡 基 幸

### 常滑市新行財政改革大綱（案）の意見について

「常滑市新行財政改革大綱（案）」について審議した結果、意見は下記のとおりである。

#### 記

#### 1．行財政改革に取り組む基本的事項

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方自治体においては、少子高齢化、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められている。

常滑市においては、中部国際空港が開港し、人、物、情報の交流が活発化し始めている。また、財政状況においては、競艇事業収益の大幅な減少が続いており、今後、空港関連税収が本格的に見込めるものの、普通交付税は不交付となるなど依然として厳しい状況である。

これまでの常滑市の行財政改革では、歳出削減を中心に取り組み、一定の成果を上げてきた。しかし、それだけでは限度があるため、平成 14 年度に策定した「常滑市行財政改革大綱」では、行財政運営の体質改善を目指して取り組んできた。

今回策定する「常滑市新行財政改革大綱」では、その成果を更に上げ、財政の健全化を図るとともに、行政に対する市民の信頼性の確保を図ることが最重要課題である。

今後、行財政改革を推進するに当たっては、危機意識と改革意欲をもって取り組み、市民の信頼と負託に応えられたい。

#### 2．大綱（案）に関する具体的事項

##### （1）数値目標について

行財政改革を具体的かつ市民に分かりやすいものとするため、全体にわたって、できる限り具体的な数値目標を設定されたい。



- ( 2 ) 経常収支比率について  
他市町と比較して非常に厳しい数値となっており、市において妥当とされる75%となるよう、財政構造の弾力化を徹底されたい。
- ( 3 ) 事務事業の見直しについて  
事務事業について、必要性、費用対効果等を検証されたい。
- ( 4 ) 人件費比率について  
他市にはない競艇事業収益により、多くの行政サービスができ、南北に長い地理的要件にも対応できてきたが、競艇事業収益の減少に伴い厳しい状況にある。  
このような状況下、適切な職員数の目標値を定め、人員の適正化を図り、人件費比率の是正に努められたい。
- ( 5 ) 文章の末尾について  
「検討する」「見直す」といった文末表現では危機感が感じられない。できる限り具体的な取組を記述するよう努められたい。
- ( 6 ) 特殊勤務手当について  
制度の趣旨に合わないものについては是正に努められたい。また、制度の趣旨に合っているものであっても金額について検討し、縮減について具体的に示されたい。
- ( 7 ) 補助金の整理合理化について  
人件費補助等の団体運営費補助金については、NPO等民間団体へ事業委託するなど、民間活力の活用を含めた抜本的な見直しをされたい。また、既得権的な補助金についても抜本的な見直しをされたい。
- ( 8 ) 土地開発公社の経営健全化について  
地価下落による簿価との差額拡大及び長期保有土地が経営難の要因となっていると思われるが、経営健全化については危機感を持って全力で推進されたい。
- ( 9 ) 競艇事業の経営合理化について  
競艇事業については、ポートピア川崎を含め抜本的な対策を検討されたい。
- ( 10 ) 大綱の推進について  
大綱の推進に当たっては、進捗状況の積極的な情報提供に努め、新たな市民ニーズ等に適切に対応しながら、全ての推進項目について妥協することなく成果を上げられたい。

平成 18 年 3 月

発行 常滑市

編集 常滑市企画部企画課

〒479-8610 常滑市新開町 4 - 1

TEL 0569-35-5111 FAX 0569-35-4329

ホームページ <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>

Eメール [kikaku@city.tokoname.lg.jp](mailto:kikaku@city.tokoname.lg.jp)